

新たな「岐阜県森林づくり基本計画(案)」について

計画の位置づけ

平成 18 年度に策定した「岐阜県森林づくり基本計画 (H19~H23)」が終期を迎える。そのため、近年の社会情勢の変化や時代の潮流を勘案し、現計画の施策の効果に関する評価を踏まえ、平成 24 年度から 5 年間の森林づくりの具体的な施策と、それに基づいた取組を総合的かつ計画的に推進するため、現計画を見直す (条例第 12 条第 6 項関連)。

計画期間

○平成 24 年度～平成 28 年度の 5 年間

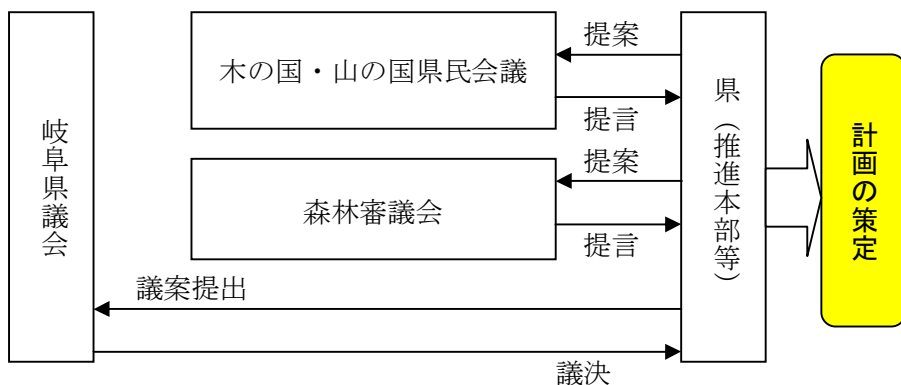
年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	
旧計画	→							
新計画	見直し	計画期間 (H24~H28)						
次期計画						見直し	→	

○但し、社会情勢の変化や県民の意向などに的確に対応するため、必要に応じて随時見直すことができるものとする。

策定にあたっての基本的考え方

- 「岐阜県森林づくり基本条例」に基づき、森林づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、森林づくりについての基本的な計画を改定するもの (条例第 12 条第 1 項関連)。
- 県の森林づくりに関する計画の上位に位置づけるものであり、今後策定・変更する森林づくりに関する諸計画は、基本計画との整合性を保つ (条例第 12 条第 2 項関連)。
- 「岐阜県長期構想」に掲げた施策の方向性を踏まえ、県が重点的に取り組む森林・林業の施策について示すもの。

推進体制



- ◆計画の進捗と管理
- ・基本計画に基づく施策の実施状況について毎年度、県議会に報告し、その結果を公表する。
 - ・公表に当たっては、判りやすい「岐阜県森林づくり基本計画に基づく施策の実施状況報告書」として、ホームページなどを通じて県民の皆さんに見ていただけるようにする。

現計画の成果と課題（H22までの数値に基づく評価）

※人工林を対象に、林業の経済的自立（持続的な林業経営）を目指した「生きた森林づくり」を展開

【総括】

- ・低コスト林業が県内各地で徐々に定着し始めていますが、県全体への普及は不十分で、木材の供給も不安定です。（**林業分野**）
- ・大型合板工場の稼働により B 材の流れは出てきましたが、県内製材工場の加工体制の脆弱さから A 材加工供給が伸び悩んでいます。（**林産分野**）
- ・里山における鳥獣被害対策や水源地の安定的確保、生物多様性の確保など県民の環境保全への意識は、大いに高まっています。（**環境分野**）
- ・環境保全のための森林整備は、企業による森林整備などの活動も各地で行われているものの、広がり少なく、県民ニーズとの間にギャップがあります。（**環境分野**）
- ・間伐や治山事業により災害に強い森林づくりが進んでいますが、近年の異常気象による豪雨の頻発や震災など、自然災害に対する更なる対応が必要です。（**災害防止分野**）

①林業の自立性の向上

区分	成果	課題
木材生産	木材生産量は増加傾向 31 万m ³ (H17)→33 万m ³ (H22) 生産コストは低下傾向 15,700 円/m ³ (H17)→10,200 円/m ³ (H22)	・更なる低コスト林業の普及には、生産基盤となる林内路網が必要 ・木材需要に応じた計画的な木材生産が必要
木材流通	流通コストは低下(工場への直送量が増加) — 万m ³ (H17)→13.1 万m ³ (H22)	・工場と木材生産事業者との需給調整(ニーズに応じた木材の供給)が必要
木材加工 木材利用 の拡大	・新生産システムによる製材加工施設の整備(A 材 44 千m ³) ・「森の合板工場」の整備(B 材 100 千m ³) ・県産材住宅の建設戸数は減少 1,500 戸(H17)→1,338 戸(H22)	・B 材対策(合板)に続き、A 材を中心とした木材製品供給体制の構築や、C・D 材の利用対策が必要

②環境保全のための森林づくり（県民協働による森林づくり）

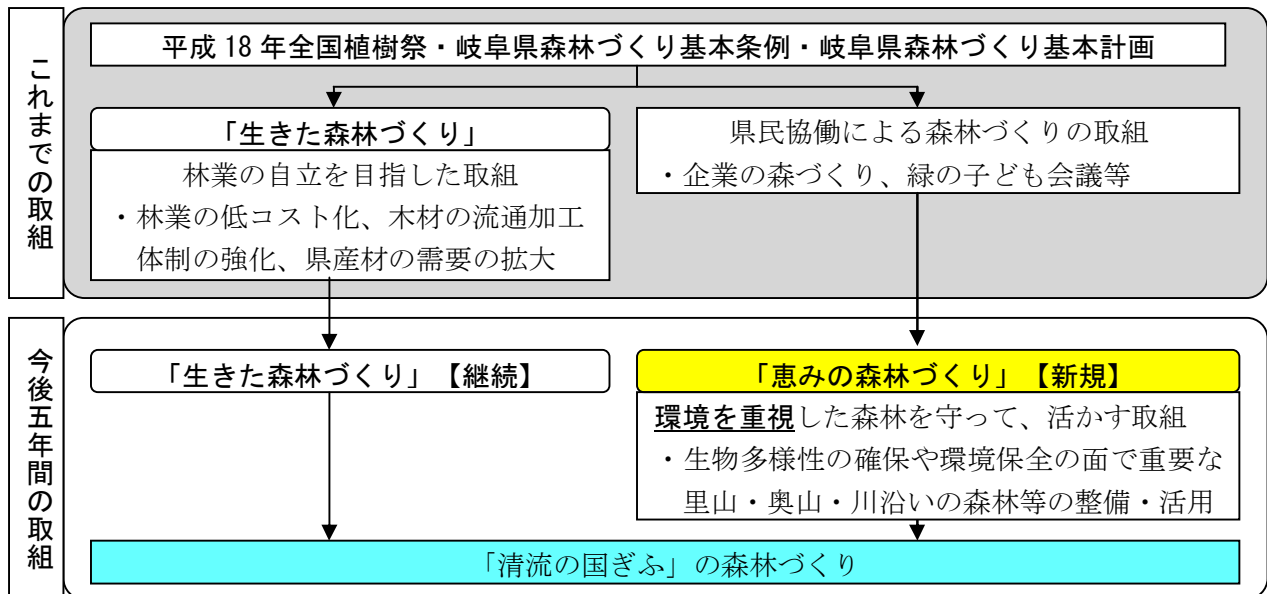
区分	成果	課題
森林環境 教育	緑の子ども会議実施校数の増加 50 校(H17)→101 校(H22)	・「環境教育プログラム」の確立や「企業の森」の継続的な活動への誘導が必要である。 ・荒廃した里山、水源林の保全、木質バイオマスのエネルギー利用への新たな課題への対応が必要。
企業の森	企業との協働による森林づくりの増加 4 地区(H17)→18 地区(H22)	

③災害に強い森林づくり

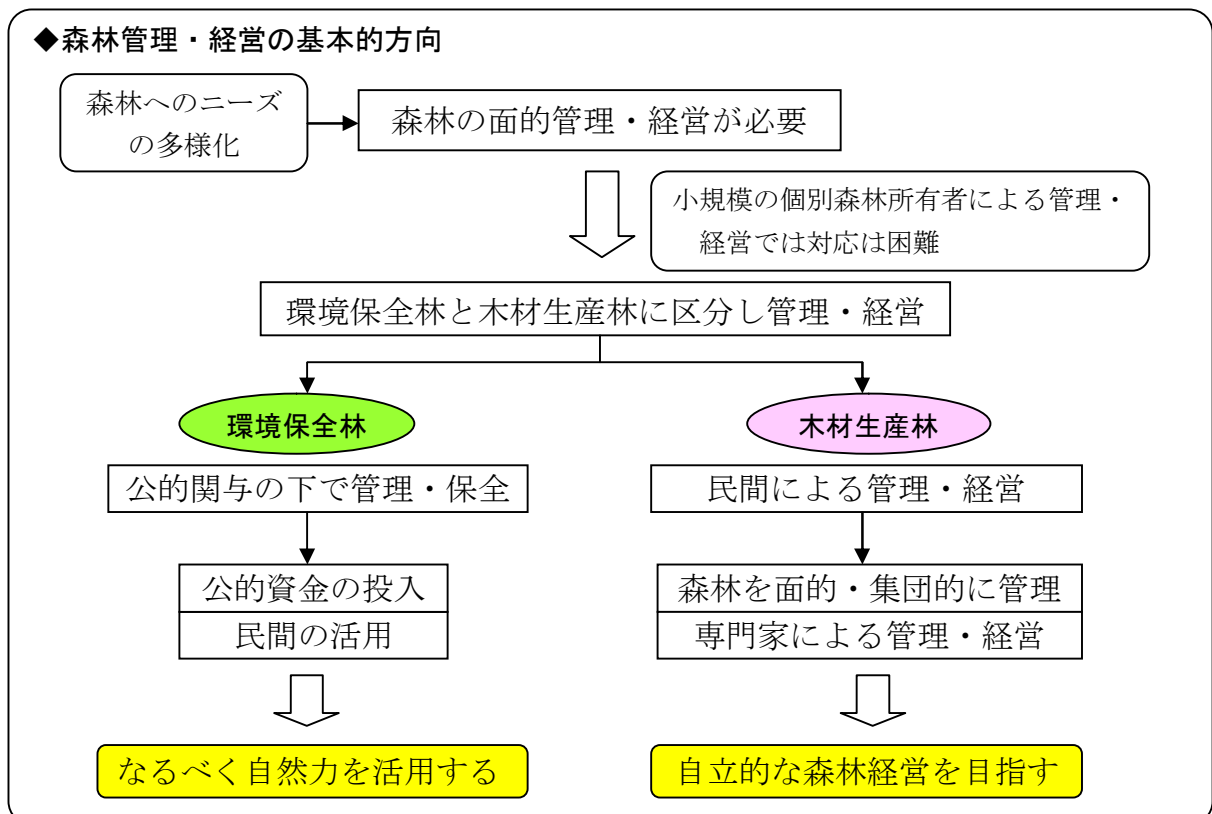
区分	成果	課題
間伐の推進	間伐の着実な推進 目標 60,400ha(H17)→成果 57,644ha(H17～H22の計)	・再び間伐が必要な森林が増加し、引き続き間伐の実施が必要。
治山事業	山地災害危険地区における工事着手率の増 60.4%(H17)→63.3%(H22)	・県全体では、引き続き治山工事が必要な箇所が多い。

新計画のポイント

ポイント1 今後の5年間は、これまでの木材生産を重視した「生きた森林づくり」と併せて、「清流の国ぎふ」の森林づくりとして、環境を重視した、守って、活かす「恵みの森林づくり」に新たに取り組む。



ポイント2 今後の5年間で、民有林約67万haについて、「環境保全を重視する森林（以下「環境保全林」という）」と「木材生産を重視する森林（以下「木材生産林」という）」への区分（ゾーニング）を推進し、「環境保全林」については、公的関与の下で管理・保全を、「木材生産林」については、民間主体による管理・経営を目指す。



重点プロジェクト

平成 24 年度から重点的かつ組織横断的に取り組むべき施策を、「重点プロジェクト」として位置づけ、総合的な施策の展開を進める。

1. 環境を重視した「恵みの森林づくり」関連プロジェクト

①新規恵みの森づくりプロジェクト

(目的) 既存の林業経営では採算の合わない里山林等の整備・保全

(概要) 県による環境保全モデル林の指定・活用計画の策定・整備促進
民間主導による「恵みの森づくり活用コンソーシアム(注1)」の活動、新たなビジネスの創造

注1：生物多様性に配慮し、県民が参加し森林を守り育てながら「癒しの場」や「観光の場」などとして森林の利用を促進していくための民間主導の組織

(目標) 環境保全モデル林の指定：県下5地区

②新規水源林保全プロジェクト

(目的) 森林の大面积皆伐や乱開発による水資源の枯渇や水質の悪化の防止

(概要) 行政による水源林の指定(保安林等)・整備(助成制度)・確保(公有地化)

③拡充木質エネルギーへの転換プロジェクト

(目的) 木質資源を活用した木質バイオマスエネルギーの地域循環システムの構築

(概要) 民間主導によるC・D材(林地残材等)の搬出促進、木質バイオマス製造施設の整備、ペレットストーブの普及、行政による木質バイオマスの公共施設での利用

(目標) 木質バイオマス利用量：11千m³(H22)→24千m³(H28)

2. 林業を中心とした「生きた森林づくり」関連プロジェクト

④新規森林経営合理化プロジェクト

(目的) 森林の経営目標の明確化、経営委託方式による集約化、効率的な森林経営の推進

(概要) 森プロで培った森林経営団地を全県に拡大し、新たな森林経営の団地化を推進、計画に基づいた路網の整備、大口需要に対応した生産・流通の一体化、再造林対策の実施、フォレスターによる支援

(目標) 森プロ団地：11千ha→新たな森林経営団地：200千ha
木材生産量の増大：33万m³(H22)→50万m³(H28)

⑤拡充高品質県産材供給倍増プロジェクト

(目的) 原木の需要と供給のマッチング(川下要望が川上へ直ぐ届く体制の整備)、原木の計画的生産、ニーズの高い高品質製材品(乾燥・強度)の供給拡大。

(概要) 木材需給データベースの構築、ぎふ性能表示材認証センターの機能強化
中核的な乾燥センターの整備、中小製材工場の水平連携体制の整備、更に供給が見込めるようであれば大型製材工場の整備等

(目標) 原木の工場等への直送量：13万m³(H22)→26万m³(H28)
ぎふ性能表示材製品出荷量：1千m³(H22)→5万m³(H28)

1 健全で豊かな森林づくりの推進

森林の持つ多面的機能のうち、土砂災害、洪水その他災害の防止機能が高度に発揮されるよう、計画的な間伐対策、治山対策等に重点的に取り組む。更に、県民の生活環境の保全及び生物多様性の確保等のため、森林の適正な管理・保全、森林空間の利用促進を図る。
(主要施策)

1-1 災害に強い森林づくりの推進

- ・**新規** 森林づくりのマスタープランとなる「市町村森林整備計画」、間伐、計画的な木材生産、森林資源の平準化、伐採後の更新等を進める「森林経営計画」の作成支援。
- ・**継続** 「環境保全林」は、複数樹種や複数階層から構成される森林へ誘導。「木材生産林」は、施業集約化、路網の整備、高性能林業機械の導入、施業プランナーによる提案型施業の促進。利用間伐の推進による森林所有者への利益還元。
- ・**継続** 被災箇所での早急な復旧と計画的な治山対策の推進。

1-2 森林の適正な保全

- ・**継続** 森林の違法事案の早期発見・解消、保安林等の機能発揮、重要な水源林の保全。
- ・**継続** 野生生物の生息環境の整備、個体数の管理等による野生生物との共存。
- ・**拡充** 病虫害等による森林被害対策の推進、被害木の有効活用の検討。
- ・**新規** 水源林の指定・確保、重要な水源林の保全・整備。

1-3 森林空間の利用の促進

- ・**継続** 自然公園や生活環境保全林などの利用促進。
- ・**新規** 「恵みの森づくりコンソーシアム」を核とした、里山・奥山等の保全・利用（エコツアー、森林浴、環境教育、グッズ作成等）の促進。

2 林業及び木材産業の振興

木材生産林を中心として、低コスト林業を進め、搬出された木材を余すことなく有効利用することで、林業及び木材産業の振興を図る。また、ニーズに応じた高品質の製材品を供給し、県産材住宅等の建設を促進する。
(主要施策)

2-1 効率的な森林施業の実施

- ・**新規** 「森林経営計画」の策定と、公有林を核とした効率的な施業体制の確立。
- ・**継続** 高性能林業機械のレンタル経費の助成。路網整備への助成等。
- ・**新規** 需給調整等による木材生産体制の合理化。
- ・**新規** 木材市場間の連携による流通ロットの拡大、在庫調整機能の強化等。

2-2 県産材の利用の拡大

- ・**新規** 品質や性能が確かなことを証明する「ぎふ性能表示材」の安定供給体制の強化。乾燥技術等に関する県の研究開発体制の強化（森林研究所の機能拡充）。地域の中核的な乾燥センターの整備支援。既存工場の水平連携。大型製材工場の整備。
- ・**拡充** 中京圏ばかりでなく関東圏域の建築事業者を対象とした販路拡大活動や、海外輸出への取組支援。
- ・**新規** 岐阜県木造住宅アドバイザーと地域工務店との連携促進。
- ・**継続** 公共施設の木造化や内装木質化、及び土木工事での県産材の利用拡大。

2-3 森林資源の有効利用の促進

- ・**継続** C・D材林地残材の搬出促進、木質バイオマスエネルギー地域循環システムの確立。
- ・**継続** J-VER制度の普及と活用、ぎふウエルネス・ツーリズムの促進。
- ・**新規** 県内産広葉樹（コナラ等）の、きのこ栽培で利用するほだ木等への利用を促進。

3 人づくり及び仕組みづくりの推進

社会全体で大切な森林を守り育てる気運を醸成するため、木育・森林環境教育の推進、森林づくりに対する県民の理解を深めるための活動や、「恵みの森づくりコンソーシアム」を中心にした環境を重視した森づくり活動などの展開。

森林施業の内容が木材の伐採・搬出に移行しているため、高度な専門技術者の育成・確保を図ると共に、「森林経営計画」が作成できる施業プランナー等の育成に取り組む。

(主要施策)

3-1 森林環境教育の推進

- ・**新規**木育・森林環境教育の推進のため「30年ビジョン」を策定し、段階的・継続的な教育手法を確立。
- ・**拡充**「木育・森林環境教育カリキュラム」を作成し、保育士や教員などに対する指導者養成研修を実施。
- ・**継続**一般県民への普及教育の推進のため、森林文化アカデミーの生涯学習の充実。

3-2 県民との協働による森林づくりの推進、3-3 ぎふ山の日及びぎふの山に親しむ月間の普及

- ・**新規**「恵みの森づくりコンソーシアム」による、新たな価値を生み出す森林づくりの推進。
- ・**拡充**木育・森林環境教育の理念を取り入れた、ぎふ山の日及びぎふの山に親しむ月間の普及、各種イベントの開催。

3-4 技術者及び担い手の育成・確保

- ・**拡充**森林技術者等の育成のための、体系的な育成システムを構築。
 - ・森林文化アカデミーを核に、林業事業体職員を対象とした施業プランナーの育成。
 - ・森林作業道作設オペレーターの育成。
- ・**継続**意欲と能力を有し森林経営を行うことができる事業体への、森林の経営委託を推進。
- ・**継続**新規就業希望者に対し、職と住をセットにしたセミナー等の開催。
- ・**新規**フォレスター等による林業事業体（森林組合・林業会社等）の指導。

3-5 地域が主体となった森林づくりの支援

- ・**拡充**林業普及指導員（フォレスター等）による「市町村森林管理委員会」への支援。
- ・**拡充**市町村間の連携を強化するため、情報交換・交流の機会を提供。

3-6 技術の向上及び普及

- ・**拡充**フォレスターの育成・研修等への派遣。
- ・**新規**市町村や施業プランナー（民間）への支援体制の構築。
- ・**新規**新たな研究課題への取組（森林研究所）
 - ・現地に適した低コストな森林更新技術の開発
 - ・ニホンジカによる森林被害に対する効率的な防除技術の開発
 - ・急傾斜地に対応した作業システムの構築
 - ・県産材品質向上のための木材乾燥等の技術開発 等

新たな森林づくり基本計画の体系

